

七ヶ浜町留守家庭児童保育館入館別記事項

◇留守家庭児童保育館の入館に際し、次のことを厳守してください。

生活指導期間 4月から翌年3月まで（日曜日、国民の祝日、お盆（8月14日～16日）及び年末年始（12月29日～翌年1月3日）までは、休館です。）

対象児童 本町立の小学校在学者で、下校後保護者が家庭に誰もいない世帯の児童

入館申込等

- 1 対象児童の保護者より申込書を提出された後、調査を行い入館決定します。
- 2 退館する時は、退館する日の10日前まで退館届を提出してください。
また、退館決定がなされた後に、再度入館する場合は、新たに入館申込が必要です。
- 3 保護者の勤務先が変更になる（辞める）場合は必ず連絡ください。
- 4 指導時間は授業終了から午後6時30分までですが、時宜により変更する場合があります。（土曜日、長期休業日は、午前8時から午後6時30分まで）
- 5 保育料は月額**2,500**円です。保育料の納付については、現在、口座振替は行っておりませんが、毎月月中旬頃、放課後児童支援員を通して納付書を発布しますので、月末まで指定金融機関より納入いただきますようお願いいたします。
※まとめて納付を希望される方はご相談ください。
- 6 保護者会費は月額**2,500**円です。毎月5日まで児童保育館に納入してください。
- 7 健康を害したり、その他の理由で欠席する時は、必ず保護者からその旨を直接放課後児童支援員に連絡してください。
- 8 緊急の要件で放課後児童支援員から連絡があったときは必ず出向ってください。
- 9 児童保育館内（外）での故意による事故は保護者の責任となります。（児童保育館に過失があれば施設保険適用となります。）
- 10 児童に必要以外の金銭や飲食物を持たせないでください。
- 11 土曜日、夏期、冬期等の休業日及び午前授業の時（給食がない時）は、必ずお弁当を持参してください。
- 12 児童保育館を利用していることを、担任の先生に連絡してください。
- 13 用意する物などは、各自事前に児童保育館にご確認ください。
- 14 地震及び津波警報による臨時休校時については、第1児童保育館（はまぎく児童保育館）のみ開設します。